

重 要

令和 5年 10月 17日

会員各位

JU静岡オートオークション
流通委員会
クレーム委員会

会員規約 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和5年10月24日より、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。
会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。
今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

規約変更事項

第3章 会員の権利義務 第5条 罰則

会員が本規約その他JU静岡に定める規則に違反した場合、JU静岡は当該会員に対して下記罰則を課することができる。

- オークション参加制限
 - 入場停止処分
 - 取引制限
- 強制退会
- ペナルティーの支払い



第3章 会員の権利義務 第5条 制裁の裁定

- 会員が本規約その他JU静岡に定める規則に違反した場合、JU静岡は当該会員に対して下記制裁を科することができる。
 - 始末書の提出
 - 戒告
 - 期間または回数を定めての参加停止
 - 無期限の参加禁止
 - 制裁金の支払い
 - メンバー登録および特別参加者の登録の抹消
- 制裁裁定の基準及び手続については、中商連オートオークション運営規程に準ずる。

以上